

日本大気電気学会会則

第1章 総則

(学会の名称)

第1条 本学会は日本大気電気学会, Society of Atmospheric Electricity of Japan (略称SAEJ)と称する。
(事務局)

第2条 本学会に事務局をおく。事務局の所在は別に一般内規(第1条)で定める。

第2章 目的及び事業

(学会の目的)

第3条 本学会は大気電気すなわち雷電気, イオン, エーロゾル, 放射能その他大気中の電気現象及びこれに関連する学術上の諸問題の研究とその応用, 実用化の進歩に寄与することを目的とする。

(学会の事業)

第4条 本学会は前条の目的達成のため次の事業を行なう。

- (1) 大気電気学及び関連分野における学術・技術に関する研究発表, 紹介, 討論のための学術的会合の開催
- (2) 大気電気学及び関連分野における学術・技術研究論文を収録する論文誌, 及び本学会の事業活動を報知するための広報, その他必要な印刷出版物の発行刊行
- (3) 大気電気学及び関連分野で顕著な学術業績をあげた会員の表彰
- (4) 大気電気学及び関連分野における総合的な研究計画の企画, 調整とその推進
- (5) 大気電気学及び関連分野における若手研究者層の育成と拡大
- (6) その他本学会が必要と認めた事業

(他の学術・研究団体との連絡・協力)

第5条 本学会は会則第3条の目的達成に関連して、日本学術会議、日本気象学会、地球電磁気・地球惑星圏学会、電気学会その他関係のある学会、団体、機関と連絡を保ちながら次の活動を行う。

- (1) International Commission on Atmospheric Electricity (ICAE) - IAMAP -, IUGG (国際大気電気学委員会), CIGRE (国際大電力システム会議), URSI - E Commission (国際電波科学連合・E分科会)等との連携の下に大気電気学の分野において国際的な学術交流をはかる。
- (2) 所属学会その他団体、機関を異にする研究者相互の情報交換, 研究連絡を行う。
- (3) 大気電気学の分野において、共同研究計画の企画調整を行なう。

第3章 会員

(会員の種別)

第6条 本学会の会員の種別は正会員(A会員及びB会員より成る), 学生会員より成る, 賛助会員および及び名誉会員とする。

(正会員, 学生会員, 賛助会員)

第7条 本学会の会則を承認し、会則第10条に定める会費を納入する個人及び団体は正会員, 学生会員または賛助会員になることができる。正会員及び学生会員は大気電気学及びその関連分野の学術研究に寄与することを志向する個人, 団体とし、賛助会員は本学会の事業活動の援助を志向する個人, 団体とする。

(名誉会員)

第8条 名誉会員は大気電気学及びその関連分野で学術功績の顕著な者、または本学会の事業目的の推進に顕著な功績のあった者で、運営委員会の議を経て、総会の議決により推薦された個人とし、会費納入を要しない点を除く他は正会員と同じ扱いとする。

(会員の権利)

第9条 会員は論文誌に投稿することができるほか、次の特典を有する。

- (1) A会員は広報関係の学会資料の無償配布を受ける。
- (2) A会員を除く会員は広報関係の学会資料のほか論文誌の無償配布を受ける。
- (3) 会員は本学会の催す各種の学術的会合に出席し、会則第4条、第5条に定められた本学会の事業活動に参加することができる。
- (4) 正会員及び名誉会員は本学会の役員選出に関し、選挙権及び被選挙権を有する。

(会員の義務)

第10条 会員は年間次の会費を納入しなければならない。

- (1) ~~正会員~~A会員 3,000円
 正会員B会員 7,000円
 学生会員 3,000円(資格は別に一般内規(第3条)で定める)
- (2) 賛助会員 1口(10,000円)以上

(入退会手続)

第11条 本学会に入会し正会員、学生会員または賛助会員になろうとする者は、一年分の会費をそえて入会申込書を本学会の事務局へ提出するものとする。また本学会を退会しようとする者は、文書によりその意志を事務局に届け、本学会を退会することができる。但し年度の途中で退会した場合、前納の会費は返却しない。

(会費滞納会員の取り扱い)

第12条 会費を長期滞納した会員は、運営委員会の議を経て退会させられることがある。措置の詳細は別に一般内規(第5条)で定める。

第4章 役員

(役員の種類)

第13条 本学会に次の役員をおく。

- (1) 運営役員 9名 うち会長1名、運営委員8名(~~但し事務担当運営委員6名を含む~~)
- (2) 顧問 若干名
- (3) 監査委員 2名
- (4) 選挙管理委員 3名

任期は2年とし、本条各項に規定する役員を同一会員が兼ねることはできないものとする。

(会長の任務)

第14条 会長は本学会を代表し、会の活動を総括する。

(運営委員の任務)

第15条 運営委員は会長を助けて、会則第4条、第5条に定められた事業の推進にあたる。~~事務担当~~運営委員はおのおの次の会事務を分担する。

- (1) 総務・企画
- (2) 広報
- (3) 論文誌
- (4) 学術研究賞

(5) 会 計

(6) 事務

~~(6) 事務局~~

~~会事務分担の詳細は別に本学会会事務分掌内規で定める。また事務担当運営委員の担当事項は重任を認めない。~~

(顧問の任務)

第16条 顧問は本学会運営の上で重要な事項について運営委員会に助言を行う。

(監査委員の任務)

第17条 監査委員は本学会の財産、会計の状況を監査し、総会に報告する。

(選挙管理委員の任務)

第18条 選挙管理委員会は会則第13条に定める本学会役員のうち運営役員および監査委員の選出事務を担当する。

(役員選出の手續)

第19条 会則第13条に定める本学会役員のうち顧問を除く役員の選出手続きは別に本学会役員選出細則で定める。

(顧問の選任と委嘱)

第20条 前学会期の会長はこれに続く1学会期の間、顧問となるものとする。その他の顧問は毎学会期の始めに、会長が運営委員にはかつて会員の中から委嘱する。

(役員選出の限定)

第21条 連続3期運営役員となった会員は、これに続く1学会期の間、会則第13条に定める運営役員となることできない。

(役員選出辞退)

第22条 通算6期以上運営役員または監査委員となった会員は本学会役員選出細則に定める役員選出の期に際し、それぞれ運営役員または監査委員になることを辞退できる。辞退の意志表明の手續き、及び選挙管理委員の取るべき措置は、別に定める本学会役員選出細則の規定に従うものとする。

(役員の補充)

第23条 本学会役員に事故がある時、会長は運営委員にはかつて、会員の中から、これを補充することができる。会長に事故がある時、また欠けた時、運営委員は速やかに会長代行を運営委員の中から指名委嘱しなければならない。補充、代行の任期は前任者の残存期間とする。

(委員の委嘱と会務の委任)

第24条 会長は運営委員にはかり、会員の中から専門委員を委嘱し、本学会の運営上必要な 調査、審議、その他特定会務の執行等を委任することができる。

第5章 会議および研究集会

(会議の種別と集会)

第25条 会議は総会及び運営委員会とし、会長はこれらの会議を招集する。総会の議長は会議の都度出席会員の互選によって定める。運営委員会の議長は会長とする。但し会長が必要と認めた時は運営委員会の中から議長を指名することができる。

(総会)

第26条 総会は正会員及び名誉会員(以下正・名誉会員と記す)で構成し、本学会の最高議決機関とする。

(開催)

第27条 総会は通常総会と臨時総会とに分け、通常総会は年1回開催し、臨時総会は次の場合に開く。

- (1) 正・名誉会員の5分の1以上が議題を示して、連名で開催を要求した時
- (2) 運営委員会が必要と認めた時
- (3) 会長が必要と認めた時

(成立と表決)

第28条 総会は正・名誉会員の5分の1以上の出席によって成立する。但し書面によって意志表示した正・名誉会員と、出席した他の会員に表決を委任した正・名誉会員は出席とみなす。表決は出席した正・名誉会員の過半数によって行う。

(機能)

第29条 総会は本学会最高議決機関とし、次の事項について議決する。

- (1) 会則、規定及び細則の改正
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) その他会長あるいは運営委員が必要と認めた事項
- (5) 正・名誉会員の5分の1以上が連名で示した議題

(会則の改正)

第30条 会則の改正は総会に出席した正・名誉会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(運営委員会)

第31条 運営委員会は会長及び運営委員で構成し、総会に次ぐ議決機関とし、会務執行機関を兼ねる。

(招集)

第32条 運営委員会は必要に応じて会長が招集する。また運営委員の3分の1以上が議題を示して開催を要求した時会長はこれを招集しなければならない。

(会員の出席)

第33条 会長は必要に応じて運営委員会に会員の出席を求めることができる。

(成立と表決)

第34条 運営委員会の成立は構成員の半数以上の出席を必要とし、その表決は出席者の過半数によって行う。

(機能)

第35条 運営委員会は本会則に規定するものの他、次の事項についての会務を執行する。

- (1) 総会で議決した事項
- (2) 総会に付議すべき事項の選定と総会への付議
- (3) 運営委員会で議決した事項
- (4) 総会及び運営委員会の議事概要と議決事項等の全会員への広報
- (5) 本学会の総会、研究発表会、シンポジウム等の企画に関する事項
- (6) その他議決を要しない本学会の運営に必要な事項

(研究集会)

第36条 全会員を対象とする本学会の研究発表会は年~~2~~1回以上開催する。但し1回は通常総会と時期をあわせて開くものとする。またシンポジウム等を別に開くことができる。

第6章 機関誌・出版

(広報の種別と~~刊行~~出版・配布)

第37条 本学会の~~発行~~刊行する学術・広報関係の~~種別~~と出版・~~印刷物~~及びその刊行と~~及び~~配布は次の通りとする。

(1) ~~出版物の印刷物の種別及び発行~~ その刊行

(I) 学会誌 年2回 ~~発行~~ 刊行

学会の総会，研究発表会等の開催通知，その他学会の運営に必要な事項などの掲載、~~および~~ 及び学会の主催するシンポジウムの記録及び研究発表，学会における発表論文の概要などの掲載

(II) 学会の研究発表会のプログラム ~~年2回発行~~

(III) 学会としてのその他の学術的集会に関する通知等 ~~年~~ 必要の都度発行

(2) ~~配布の方法~~

全会員に ~~一部宛無償で~~ 配布する。但し学会誌の、これ以外の配布については ~~運営委員会が無償を~~ 適当と認めた場合を除き、有償配布とする。販売価格は別に一般内規(第4条)で定める。ただし、~~学会誌以外の配布物はメール~~ 電磁的な手法による送信配布も可とする。

(3) 著作権

第37条第(1)項で指定する出版物の著作権は本学会が有する。著作権の詳細については別に著作権規定で定める。

(論文誌の 発行刊行とその配布)

第38条 本学会の 発行刊行する論文誌及びその配布は次の通りとする。

(1) 論文誌 (Journal of Atmospheric Electricity [略称 JAE]) 年2回 ~~発行~~ 刊行

学会の研究発表論文等，学術研究論文の速報的掲載

(2) ~~配布の方法~~

A会員を除く全会員に ~~一部宛無償で~~ 配布する。但し、これ以外の配布については ~~運営委員会が無償を~~ 適当と認めた場合を除き、有償配布とする。販売価格は別に一般内規(第4条)で定める。ただし、電磁的な手法による配布も可とする。

(3) 著作権

第38条(1)項で指定する出版物の著作権は本学会が有する。著作権の詳細については別に著作権規定で定める。

(論文誌編集・~~印刷~~ 発行)

第39条 本学会に論文誌編集委員会(以下編集委員会とよぶ)をおく。

(1) 編集委員会は論文誌(JAE)の ~~編集・印刷~~ 発行に関する会務を分担する。

(2) 編集委員会は編集委員長1名，編集委員9名以内(うち小数名を常務編集委員とする)，及び論文誌担当運営委員1名よりなるものとし，論文誌担当運営委員を除く全構成員の任期は4年とする。

(3) 編集委員長は会長が運営委員にはかつて会員の中から委嘱し，編集委員は編集委員長が原則として会員の中から委嘱する。

(4) 常務編集委員は編集委員の互選で決める。

(5) 編集委員長は編集委員会を代表し，編集委員は ~~編集・印刷~~ 発行に関する事項について論文誌担当運営委員はその内会計に関係ある事項について編集委員会の運営に参画し，編集委員長を助ける。

(6) 編集委員会の会務執行に必要な細目は別に論文誌編集委員会運営細目で定め，運営委員会の承認を得るものとする。

第7章 会 計

(事業と活動資金)

第40条 本学会の事業活動に要する費用は、会費，寄付金，及び事業から生じる収入その他の収入によって

まかなう。

(会計年度)

第41条 本学会の会計年度は毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(予算と決算)

第42条 本学会の会計年度の事業活動に必要な収支予算は運営委員会が編成し、総会の議決承認を得るものとする。また本学会の収支決算は会計年度の終了後原則として2ヶ月以内に監査委員による監査をうけた上、総会へ報告し、承認を得るものとする。

第8章 補 則

(規定・細則)

第43条 本学会会則の施行について規定及び細則を設けることができる。規定及び細則は総会の議決事項とし、別に定める。

(内規)

第44条 本学会会則の施行について内規を設けることができる。内規は運営委員会の議決事項とし、別に定める。

(細目)

第45条 本学会会則の施行について細目を設けることができる。細目は運営委員会の承認事項とし、別に定める。

付 則

- 1 旧大気電気研究会に属した会員及び権利・義務の一切は本学会が継承する。
- 2 本学会の会則第21条、第22条の規定は旧大気電気研究会の同種の役員についても適用するものとする。
- 3 本会則は平成26年7月11日より改正施行する。

(総会会則改正議決 昭和58年1月12日)

(総会会則改正議決 昭和62年7月7日)

(総会会則改正議決 平成元年7月11日)

(総会会則改正議決 平成4年7月16日)

(総会会則改正議決 平成7年7月26日)

(総会会則改正議決 平成20年7月10日)

(総会会則改正議決 平成26年7月11日)